

住居確保給付金【転居費用】のご案内

同一の世帯に属する者の死亡、本人若しくは同一の世帯に属する者の離職・休業等により収入が著しく減少し、家計改善の支援において、家賃が安い住宅への転居によって家計が改善すると認められる場合に、転居費用を補助します。

※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すると判断できれば対象になる可能性があります。（例：転居先の方が通院先に近く交通費が安くなる等）

◆支給額

下記の支給額を上限として、実費を支給します。

世帯人数	支給額
1人	132,000円
2人	144,000円
3人	153,000円
4人	162,000円
5人	174,000円

※倉吉市外へ転出される場合は、転出先の自治体が設定する金額になりますので
支給額が異なる場合があります。

◆支給対象

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に関わる初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ ハウスクリーニング等の原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・ 鍵交換費用	・ 敷金※ ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財道具や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費 ※敷金は本人に返還される可能性があるため対象外です。

◆支給方法

原則、不動産仲介業者等へ代理納付します。

住居確保給付金【転居費用】を受けるための要件および支給額

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月において、世帯収入額が次の表の収入基準額以下であること。
（収入には、公的給付等を含む）

世帯 人数	収入基準額 （家賃が上限額の場合）	収入基準額算定方法
1人	120,000円	86,000円＋家賃額（上限34,000円）
2人	165,000円	124,000円＋家賃額（上限41,000円）
3人	191,000円	147,000円＋家賃額（上限44,000円）
4人	219,000円	175,000円＋家賃額（上限44,000円）
5人	253,000円	209,000円＋家賃額（上限44,000円）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 家計改善支援事業における家計に関する相談支援を受け、その家計の改善のために次のイ又はロにより転居が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められること。

イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること（申請者が持家に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その住居の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が減少する場合を含む）

ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が増加するが、その他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること(申請者が持家に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その住居の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が増加する場合を含む)

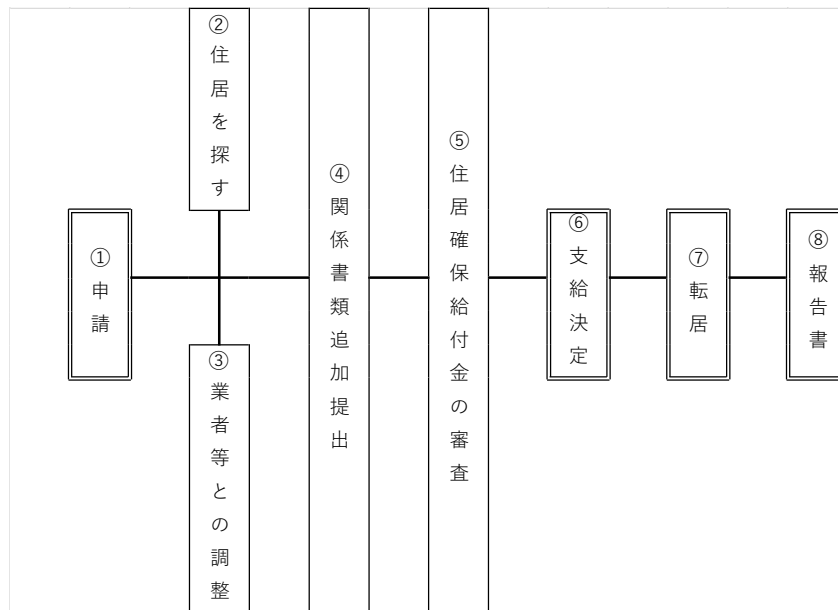
⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員でないこと。

住居確保給付金【転居費用】の支給申請時に必要なもの

- ・ 住居確保給付金支給申請書 (倉吉市社会福祉協議会にあります)
- ・ 住居確保給付金申請時確認書 (倉吉市社会福祉協議会にあります)
- ・ 本人確認書類 (次のいずれかの写し)
マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等(写真がないものは2つ以上)
- ・ 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
 - ・ 離職票、雇用保険受給資格者証等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類
 - ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ・ 申請者と同一の世帯に属する者が死亡した場合、そのことが分かる書類
- ・ 申請日の属する月の収入が確認できる書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が確認できる書類
(給与明細・通帳等)
※雇用保険の失業給付、年金等の公的給付も収入に含みます。
- ・ 金融資産が確認できる書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ・ 住居確保給付金要転居証明書 (倉吉市社会福祉協議会にあります)
- ・ 居住維持費用関係書類 (持家の場合のみ)
その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

住居確保給付金【転居費用】の申請から支給の流れ



① 申請

倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）で住居確保給付金に関する説明を受け、申請書類及び必要書類を提出します。

② 家計改善支援事業による支援を受け、要転居証明書の交付を受ける

転居の必要性の確認を受け、証明書の交付を受けます。

支出額を確認する書類の作成に時間を要します。

転居の必要性の確認ができない場合は転居費用の支給はできません。

③ 転居先の住宅の確保

不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な住居を確保してください。

また、「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載を受けてください。

④ 追加書類の提出

倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）へ「入居予定住宅に関する状況通知書」を提出します。

※必要に応じて、転居に要する費用の内訳が確認できる書類の提出が必要な場合があります。

⑤ 住居確保給付金の審査

⑥ 支給決定

審査の結果、受給資格ありと認められた場合は「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、住居確保給付金が不動産仲介業者等へ振り込まれます。受給資格なしと判断

された場合には「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

⑦ 転居後に必要な書類を提出

転居後、住居入居日から7日以内に「住居確保報告書」に賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください。

転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を申請者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を提出してください。

変更支給申請について

領収書等を提出した上で、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給対象経費であり社会通念上妥当な範囲内であれば、差額を追加で支給します。反対に支給額を下回っていた場合は、差額を返還していただきます。

住居確保給付金【転居費用】の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

ただし、以下のいずれにも該当する場合は、再支給の対象となる可能性があります。

- ① 同一の世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少した場合
- ② 従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合

住居確保給付金【転居補助】を返還していただく場合があります

住居確保給付金受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した住居確保給付金の全額又は一部を返還していただきます。

【ご相談・お問合せ先】

社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター
倉吉市福吉町 1400 番地（倉吉福祉センター内）
TEL:0858-24-6265 FAX:0858-22-5249

倉吉市役所福祉課
倉吉市堺町2丁目 253 番地1（市役所第2庁舎）
TEL:0858-22-8118 FAX:0858-22-7020
E-mail:fukushi@city.kurayoshi.lg.jp